

2024年3月7日

各位

会社名	大阪瓦斯株式会社
代表者名	代表取締役社長 藤原 正隆 (コード: 9532 東証プライム市場)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年3月7日開催の取締役会において、2024年6月開催予定の第206回定時株主総会に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行するための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、執行側への権限移譲や社外役員の多様性向上、経営に関する諮問委員会の設置など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

近年、脱炭素の潮流加速や地政学リスクの高まりなど、事業環境の変化が一層大きくなる中、多様な視点で社会課題を捉え、リスクを適切に管理し、ステークホルダーと協働して価値を迅速に創造する経営体制が必要であると考えております。

これらを踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に継続しつつ、取締役会等による経営方針・経営戦略に関する議論の充実および監督機能の一層の強化、ならびにより機動的な意思決定を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

(2) 時期

2024年6月開催予定の第206回定時株主総会において、関連する定款変更議案についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款一部変更の目的

監査等委員会設置会社への移行のために、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、その他所要の改定を行います。また、監査等委員会設置会社では定款に定めることで重要な業務執行の決定を取締役に委任することができることを踏まえて、より機動的な意思決定のため

に、この委任に関する規定の新設および定款に定める取締役会決議事項の見直しを行います。

あわせて、現行定款第 30 条第 1 項では、非常災害時（感染症の流行または天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合）に限り、取締役会の決議によって期末配当を決定できるとしておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、平時から機動的に取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができるよう、現行定款第 30 条を削除し、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、変更案第 28 条を新設します。また、現行定款第 30 条の基準日に関する定めを分離し、変更案第 29 条として新設します。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日 2024 年 6 月 27 日（予定）

3. その他

監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日開示いたしました「役員人事について」をご覧ください。

以上

定款 新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
大阪瓦斯株式会社 定款 (2022年6月28日 最終改定) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> (株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、当社においては取り扱わず、株主名簿管理人に委託する。 (株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い、法令又は定款の他、取締役会の決議によって定める株式取扱規程による。 (株主総会の決議方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、取締役<u>及び監査役</u>を選任するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の	大阪瓦斯株式会社 定款 (2024年6月27日 最終改定) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u> (株主名簿管理人) 第9条 (条文内容は現行どおり) 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議による<u>委任を受けた取締役の決定</u>によって定め、これを公告する。 3 (条文内容は現行どおり) (株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱い、法令又は定款の他、取締役会の決議による<u>委任を受けた取締役の決定</u>によって定める株式取扱規程による。 (株主総会の決議方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。但し、取締役を選任するときは、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しなければならない。 2 (条文内容は現行どおり)

議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 (員数) 第17条 取締役の員数は、15名以内とし、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> (新設) 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 (任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (取締役会の招集及び議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。会長に事故があるときは、予め取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当る。 2 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。 3 前項の規定は、<u>取締役全員及び監査役全員</u>の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。 (取締役会の決議) 第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 当社は、会社法第370条の規定によって、<u>取締役が取締役会の決議の目的で</u>	(員数及び選任) 第17条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の員数は、15名以内とし、<u>監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。</u> 2 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 3 (条文内容は現行どおり) (任期) 第18条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (取締役会の招集及び議長) 第20条 (条文内容は現行どおり) 2 取締役会を招集するには、会日の3日前までに、各取締役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。 3 前項の規定は、<u>取締役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで取締役会を開催することを妨げない。</u> (取締役会の決議) 第21条 (条文内容は現行どおり) 2 当社は、会社法第370条の規定によって、<u>取締役が取締役会の決議の目的で</u>
--	---

ある事項について提案をした場合において、取締役の全員が同意し、<u>かつ監査役が異議を述べなかったときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u> (新設) <u>第22条</u> (条文内容の記載省略) 第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (員数) <u>第23条</u> <u>監査役の員数は、5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</u> (任期) <u>第24条</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (常勤の監査役) <u>第25条</u> <u>監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</u> (監査役会の招集) <u>第26条</u> <u>監査役会を招集するには、会日の3日前までに、各監査役に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。</u> 2 前項の規定は、<u>監査役全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで監査役会を開催することを妨げない。</u> (監査役会の決議)	ある事項について提案をした場合において、取締役の全員が同意したときは、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>第22条</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> <u>第23条</u> (条文内容は現行どおり) 第5章 <u>監査等委員会</u> (削除) (削除) (常勤の監査等委員) <u>第24条</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> (監査等委員会の招集) <u>第25条</u> <u>監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに、各監査等委員に対し、その通知を発する。但し、やむを得ない事由がある場合には、招集期間を短縮することができる。</u> 2 前項の規定は、<u>監査等委員全員の同意がある場合に、招集手続を経ないで監査等委員会を開催することを妨げない。</u> (監査等委員会の決議)
--	--

<u>第27条</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第28条</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u> <u>第29条</u> (条文内容の記載省略) <u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第30条</u> <u>当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（期末配当という。）をすることができる。ただし、当会社は、感染症の流行又は天災地変の発生等により株主総会の決議によることが困難な場合に限り、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって期末配当をすることができる。</u> 2 <u>当会社は、会社法第454条第5項に定める取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当（中間配当という。）をすることができる。</u> (新設) (新設) <u>第31条</u> (条文内容の記載省略)	<u>第26条</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> (削除) <u>第27条</u> (条文内容は現行どおり) (削除) <u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第28条</u> <u>当会社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> <u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第29条</u> <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2 <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>第30条</u> (条文内容は現行どおり)
---	---